

令和 7 (2025) 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

み よ し 市

提出期限 令和 7 (2025) 年 1 月 3 1 日（金）

市税につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、令和 7 (2025) 年 1 月 1 7 日（金）までの提出に御協力ください。

※ 令和 7 (2025) 年 1 月 1 日現在の内容で申告をしてください。

《提出先及び問合せ先》

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

みよし市役所 税務課 償却資産担当（2階9番窓口）

電 話 0561-32-8019（直通）

ファクシミリ 0561-32-2585

開庁時間 午前9時から午後5時まで

（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

目 次

● はじめにお読みください	1 ページ
1 申告が必要な方	1 ページ
2 申告対象となる償却資産	1 ページ
3 申告の際に注意が必要な資産	1～3 ページ
4 課税対象となる償却資産の例（業種別）	4.5 ページ
● 償却資産の申告について	6 ページ
1 申告の方法	6 ページ
2 提出書類	7 ページ
3 実地（書類）調査への御協力をお願いと修正申告について	7 ページ
● 申告書の書き方	8 ページ
1 償却資産申告書の記入例	8.9 ページ
2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	10.11 ページ
3 耐用年数一覧表	12 ページ
4 減価残存率表（参考）	13 ページ
● 申告から納税まで	14 ページ
● 詳しいことを知りたい方へ	16 ページ
1 増加償却又は陳腐化資産の一時償却	16 ページ
2 取得価額・耐用年数の特別な取扱い	16 ページ
3 所得税・法人税との違い	17 ページ
4 法人の事業年度との関係	17 ページ
5 課税標準の特例の例示	18～21 ページ
6 家屋と償却資産の区分について	22 ページ

はじめにお読みください

1 申告が必要な方

令和 7 (2025) 年 1 月 1 日現在に、みよし市内に償却資産を所有している方が対象です。

2 申告対象となる償却資産

償却資産とは、会社や個人が事業（農業、アパート経営も含む。）を営むために所有している、土地・家屋以外の資産をいいます。

具体的には、減価償却費（減価償却額）が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

3 申告の際に注意が必要な資産

(1) 申告が必要なもの

耐用年数が 1 年以上で、取得価額が 1 0 万円以上の資産

※取得価額が 1 0 万円未満であっても、固定資産として個別に減価償却しているものは、申告が必要です。

なお、下の表に掲げる資産も申告が必要です。

資産の種類	資産の内容等
減価償却済資産	減価償却が終わり、会計帳簿上に残存価額のみが計上されている資産
簿外資産	会計帳簿に記載されていない資産
遊休資産 未稼働資産	現在は稼働していないが、いつでも稼働できる状態にある資産
中小企業者の少額特例資産	取得価額が 3 0 万円未満で、租税特別措置法第 2 8 条の 2 又は第 6 7 条の 5 の規定により、即時償却している資産
貸付資産 (リース資産)	リース等で他者へ貸付けている資産については、貸付人の申告が必要です。 ただし、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合は、使用者からの申告が必要です。
道路運送車両法第 3 条に規定する大型特殊自動車	自動車登録番号標（ナンバープレート）が、0、0 0 ~ 0 9、0 0 0 ~ 0 9 9、0 0 A ~ 0 9 Z、0 A 0 ~ 0 Z 9、0 A A ~ 0 Z Z までの建設車両及び 9、9 0 ~ 9 9、9 0 0 ~ 9 9 9、9 0 A ~ 9 9 Z、9 A 0 ~ 9 Z 9、9 A A ~ 9 Z Z
改良費	資本的支出として資産に計上した場合は、新たな資産の取得とみなします。 なお、資産本体とは区別して申告してください。

(2) 申告が不要なもの

- ・建物本体や建物付属設備等で固定資産税の取扱い上、家屋として扱うもの
⇒詳しくは、22ページを御覧ください。
- ・繰延資産（開業費、開発費、創立費等）
- ・無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- ・棚卸資産（商品、製品、原材料、貯蔵品等）
- ・時の経過により価値が減少しない資産（書画、骨董品等）
- ・自動車税及び軽自動車税の課税対象である自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車（カーナビ、オーディオ等車用の付属装置を含む。）

※1 公道を走らず工場などの構内だけで使用する場合でも、本来自動車税や軽自動車税の課税対象であるため、償却資産としては、課税対象となりません。

※2 農耕作業用トレーラをお持ちの方は御注意ください。

令和元(2019)年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則（昭和26(1951)年運輸省令第74号）別表第1大型特殊自動車の項第1号ロに掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、**これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象となっています。**

小型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	小型特殊自動車の要件
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニツシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	長さ:4.7m以下 幅:1.7m以下 高さ:2.8m以下 最高速度:15km/h以下 ※1つでも超える場合は、大型特殊自動車
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h未満
その他	ポール・トレーラ及び 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車

※大型特殊自動車に該当した場合は、償却資産の申告が必要です。

(3) 少額資産について

少額資産とは、以下の①～③の資産をいいます。

- ① 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額が20万円未満のうち3年間で一括償却したもの
- ③ ファイナンス取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
少額資産は、固定資産税の課税対象外のため、申告する必要はありません。
ただし、償却方法により、下の表で「○」のついている箇所に該当する資産は、償却資産の申告対象となります。

取得価額	償 却 方 法			
	個別減価償却	中小企業特例 (※1)	一時損金算入 (※2) (※4)	3年一括償却 (※3) (※4)
10万円未満	○		×	×
10万円以上 20万円未満	○	○		×
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

(※1) 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、取得価額が10万円以上30万円未満の資産を一時に損金算入するもの

(※2) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項の規定により、取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の資産を一時に損金算入するもの

(※3) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により、取得価額が10万円以上20万円未満の資産を3年で一括償却するもの

(※4) 一時損金算入及び3年一括償却における対象資産については、令和4(2022)年4月1日以後、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供するものは除外される。（一時に貸付けの用に供した減価償却資産）

4 課税対象となる償却資産の例（業種別）

各 業 種 共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、ロッカー、自動販売機、（袖）看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、簡易間仕切、駐車場設備 等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、溶接機、受変電設備、動力幹線設備、機械の給排水設備、構内舗装、貯水施設、福利厚生設備 等
印 刷 業	各種印刷機及び製版機、裁断機 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォーク・リフト等で大型特殊自動車に該当するもの、発電機 等
料 理 飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、テレビ、カラオケ機器 等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷蔵・冷凍機付を含む）、日除け 等
農 業	耕運機などの農機具、ビニールハウス、農業用設備、給排水設備、果樹棚 等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機 等
食 肉 販 売 業	冷凍冷蔵設備、冷凍冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機 等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、テレビ、サインポール 等
医 ・ 歯 科 業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ガス（麻酔等）設備、各種キャビネット 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置 等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備 等
駐 車 場 業	受変電設備、駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、駐車料金自動計算装置、舗装路面、柵、照明等の電気設備 等
ガソリン販売業	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク、ジャッキ、充電器、照明設備、自動販売機 等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ、冷蔵庫等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、調光設備、家具調度品、駐車場設備 等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備 等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ器、パチンコ器取付台（シマ工事）、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、受変電設備 等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備 等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備 等

※1 あくまでも例であり、上の表で示した以外にも事業に供している資産で土地・家屋以外のものがあれば、償却資産となります。

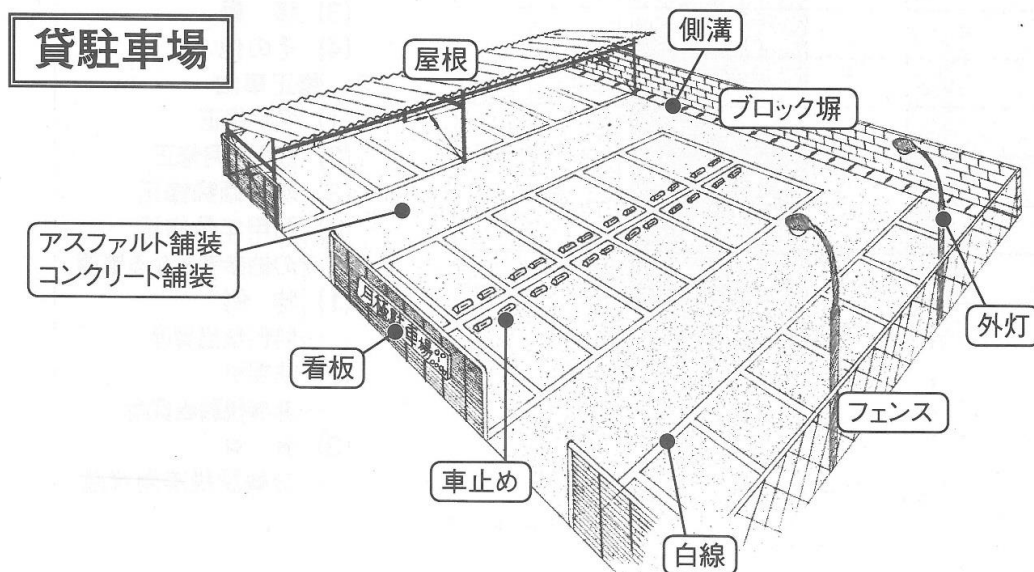
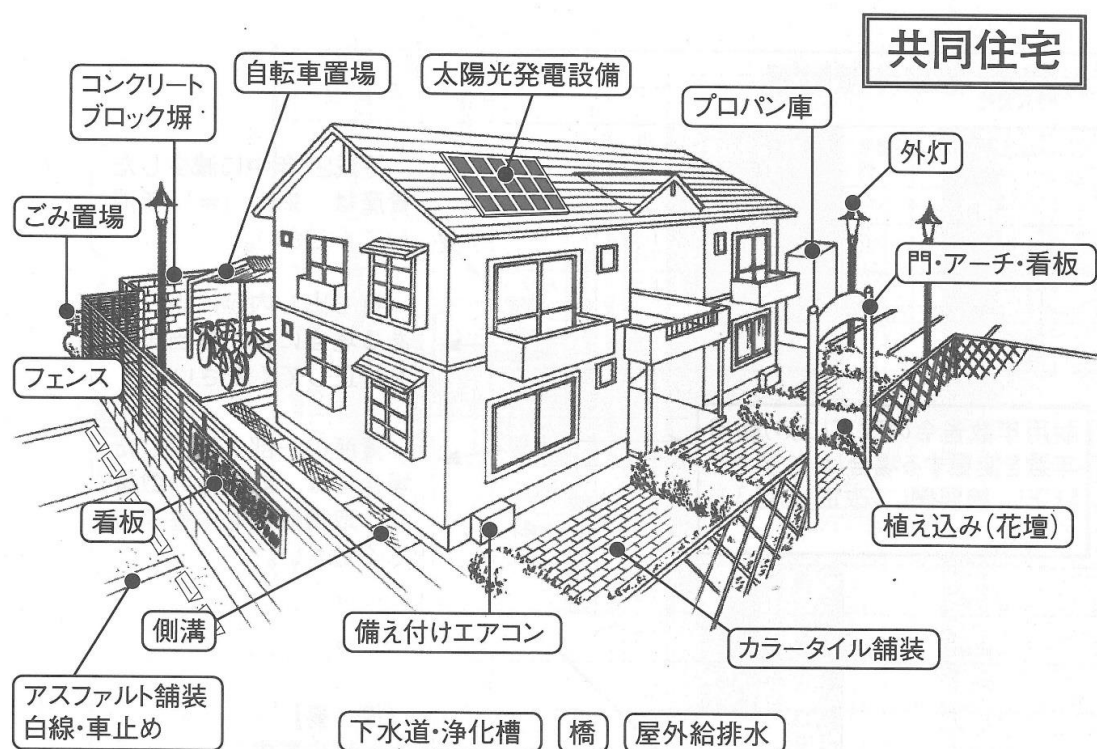
※2 屋外（地中埋設含む。）に設置されている電気設備、上下水道管（散水用含む。）、ガス管、雨水配水管は、償却資産となります。

※3 1,000㎡以上の建物でエレベーターが設置してある建物には「受変電設備」が設置されている可能性が高いため、忘れずに申告してください。

不動産賃貸業(共同住宅など)の償却資産の例

下の図に例示している事業用資産は、償却資産の対象となりますので、申告をお願いします。

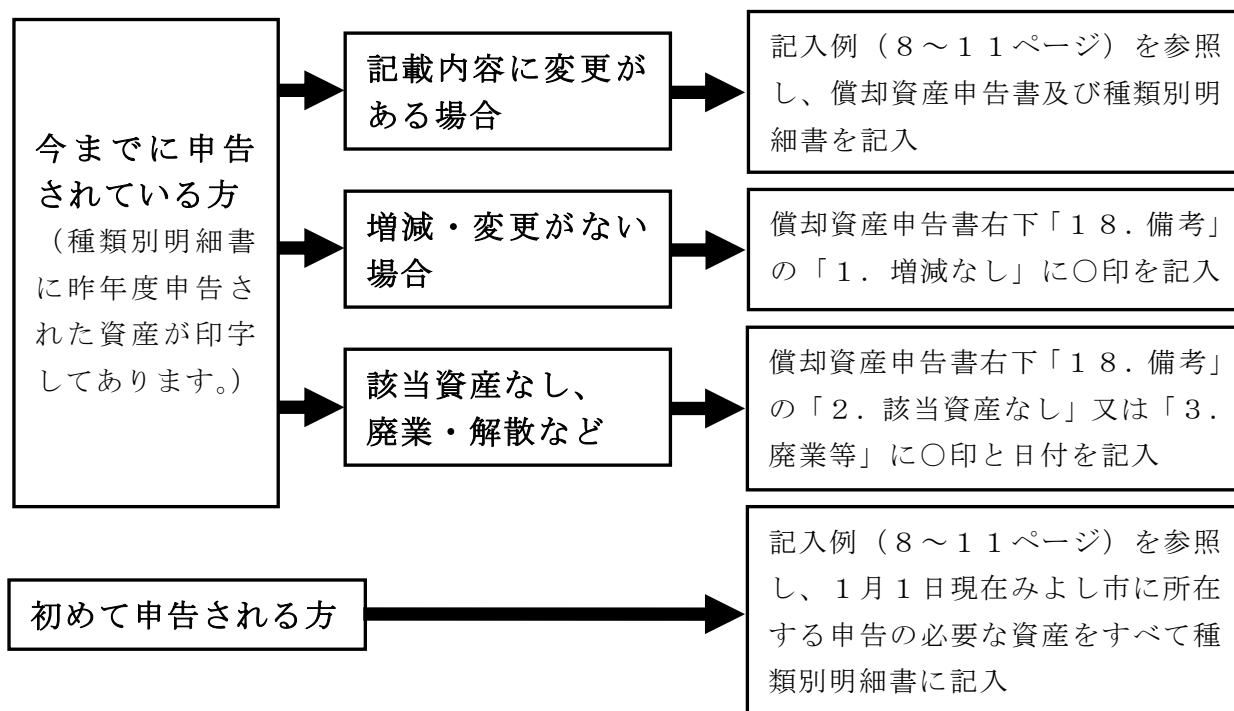
※あくまでも例であり、下の図の例示以外にも事業に供している資産で土地・家屋以外のものがあれば、償却資産となります。



償却資産の申告について

1 申告の方法

(1) みよし市様式により申告される場合



(2) 電算処理による独自様式又はe L T A X (電子申告) により申告される場合

毎年度、種類別明細書に全ての資産を記入して申告してください。

償却資産申告書 (e L T A Xは②の方法)	① 独自様式の申告書とともに、本市送付の申告書を添付してください。 ② 提出される申告書の右上所有者コード欄に、本市送付の申告書の右上に記載してある所有者コードを記入してください。
種類別明細書	① 全ての資産について評価額を算定してください。 ② 評価額の最低限度は、取得価額の5%です。 ③ 課税標準額に特例適用がある場合は、その特例率及び課税標準額を記載してください。

みよしの償却資産(固定資産税)の申告は、e L T A Xを利用して電子申告ができます。e L T A Xの利用手続きなどの詳細は、一般社団法人地方税電子化協議会のヘルプデスクまでお問い合わせください。

- ・ e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・ 電話 0570-081459 (左記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019)

2 提出書類

- (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- (2) 償却資産種類別明細書
以下に該当する資産がある場合に添付していただく書類
- (3) 新規に特例該当資産を取得された場合
事実を証明する書類 ⇒ 18、19 ページを御覧ください。
- (4) 増加償却をされた場合
税務署長への届出書の写し ⇒ 16 ページを御覧ください。
- (5) 陳腐化資産の一時償却をされた場合
国税局長の承認通知書の写し ⇒ 16 ページを御覧ください。
- (6) 短縮耐用年数を適用された場合
国税局長の承認通知書の写し ⇒ 16 ページを御覧ください。
- (7) 非課税資産を取得された場合
非課税適用申告書（市役所で発行）

※郵送による申告で「控え用」に受付印が必要な場合は、送付先を記載し、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

3 実地（書類）調査への御協力のお願いと修正申告について

本市では、地方税法第353条第1項及び第408条の規定に基づき、順次償却資産の実地（書類）調査を行っていますので、御協力をお願いします。

また、この調査に伴い、修正申告をお願いすることがあります。この場合の課税年度は、過年度に係る該当資産がある場合には、現年度だけでなく過年度にも遡及となりますので、御承知おきください。

御注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及びみよし市税条例第68条の規定により、過料を科せられることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科せられることがあります。

4 減価残存率表（参考）

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
年				3 1	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	3 2	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	3 3	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	3 4	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	3 5	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	3 6	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	3 7	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	3 8	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	3 9	0.057	0.971	0.943
1 0	0.206	0.897	0.794	4 0	0.056	0.972	0.944
1 1	0.189	0.905	0.811	4 1	0.055	0.972	0.945
1 2	0.175	0.912	0.825	4 2	0.053	0.973	0.947
1 3	0.162	0.919	0.838	4 3	0.052	0.974	0.948
1 4	0.152	0.924	0.848	4 4	0.051	0.974	0.949
1 5	0.142	0.929	0.858	4 5	0.050	0.975	0.950
1 6	0.134	0.933	0.866	4 6	0.049	0.975	0.951
1 7	0.127	0.936	0.873	4 7	0.048	0.976	0.952
1 8	0.120	0.940	0.880	4 8	0.047	0.976	0.953
1 9	0.114	0.943	0.886	4 9	0.046	0.977	0.954
2 0	0.109	0.945	0.891	5 0	0.045	0.977	0.955
2 1	0.104	0.948	0.896	5 1	0.044	0.978	0.956
2 2	0.099	0.950	0.901	5 2	0.043	0.978	0.957
2 3	0.095	0.952	0.905	5 3	0.043	0.978	0.957
2 4	0.092	0.954	0.908	5 4	0.042	0.979	0.958
2 5	0.088	0.956	0.912	5 5	0.041	0.979	0.959
2 6	0.085	0.957	0.915	5 6	0.040	0.980	0.960
2 7	0.082	0.959	0.918	5 7	0.040	0.980	0.960
2 8	0.079	0.960	0.921	5 8	0.039	0.980	0.961
2 9	0.076	0.962	0.924	5 9	0.038	0.981	0.962
3 0	0.074	0.963	0.926	6 0	0.038	0.981	0.962

申告から納税まで

申告に基づき、次の手順で処理します。

- ① 申告 ⇒ ② 評価額の計算 ⇒ ③ 課税標準額の算出
⇒ ④ 価格の決定 ⇒ ⑤ 納税通知書（納付書）の発送 ⇒ ⑥ 納税

評価額の計算

申告していただいた資産について、資産の取得時期、取得価格及び耐用年数に基づき、評価額を計算します。

※評価額は、取得価額の5%が最低限度額となり、それより減価されません。

- (1) 耐用年数は資産ごとに決められており、その耐用年数に応じた減価残存率が適用されます。
⇒ 12ページの「耐用年数一覧表」と13ページの「減価残存率表（参考）」を御覧ください。
- (2) 前年中（令和6（2024）年中）に取得した資産の評価額
評価額 = 取得価額 × 「前年中取得」の減価残存率
- (3) 前年前（令和5（2023）年以前）に取得した資産の評価額
評価額 = 前年度評価額 × 「前年前取得」の減価残存率

(例) 取得価額30万円の看板(耐用年数3年)を購入した場合

減価残存率 1年目は0.732 2年目以降は0.464

取得価額	300,000円
1年目	219,600円 (300,000円×0.732=219,600円)
2年目	101,894円 (219,600円×0.464=101,894円)
3年目	47,278円 (101,894円×0.464= 47,278円)
4年目	21,936円 (47,278円×0.464= 21,936円)
5年目	<u>15,000円</u> (21,936円×0.464= <u>10,178円</u>)

※ 評価額は、取得価額の5%(15,000円)が最低限度となり、それより減価されません。

取得価額と耐用年数の特別な取扱いについては、16ページを御覧ください。

その他

(1) 納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者です。

(2) 税額

税額＝課税標準額×税率

(3) 課税標準額

毎年1月1日現在の全資産の評価額の合計額をいいます。

⇒14ページを御覧ください。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額になります。

⇒18、19ページを御覧ください。

(4) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

ただし、この場合も申告が必要です。

(5) 税率

1.4%（100分の1.4）です。

(6) 納期

年税額を第1期（4月）、第2期（7月）、第3期（12月）、第4期（翌年2月）の4回に分けて納付又は第1期の納期限までに年税額を一括して納付していただきます。

詳しいことを知りたい方へ

1 増加償却又は陳腐化資産の一時償却

所得税法若しくは法人税法の規定による増加償却又は陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行います。

- (1) 増加償却……機械及び装置の使用時間が、事業の通常の経済事業における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加する制度です。
⇒税務署長への届出書の写しを申告書に添付してください。

- (2) 陳腐化資産…陳腐化とは、固定資産そのものは物理的に損耗せず、使用可能な状態にあるにもかかわらず、新規の発明や発見などの影響のため、その資産が旧式化し、当該減価償却資産の使用によってはコスト高、生産性の低下等のため、経済的に採算が悪化することなどです。こうした陳腐化資産については、所管の国税局長の承認を得て一時償却できる場合があります。
⇒国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

2 取得価額・耐用年数の特別な取扱い

(1) 取得価額

取得価額の算出方法は、原則として所得税又は法人税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額とします。

※圧縮記帳…法人税法等において、国庫補助金等により資産を取得した場合に、その取得した資産の価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除して取得価額を求めることです。

(2) 耐用年数

耐用年数は、原則として所得税又は法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を適用しますが、例外として次の耐用年数も適用できます。

① 中古見積耐用年数…耐用年数省令第3条の規定により見積もる耐用年数

② 短縮耐用年数………所得税法又は法人税法の規定により耐用年数の短縮について承認を受けたときは、その耐用年数

⇒国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

3 所得税・法人税との違い

固定資産税の対象となる償却資産の範囲や評価方法については、概ね所得税や法人税の取扱いと同様ですが、一部異なる部分があります。

項 目	固定資産税の取扱い (償却資産)	国税の取扱い (所得税・法人税)
償却計算の基準	賦課期日（１月１日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法 (従前どおり)	一般の資産は定率法・定額法の選択 ・平成２４(2012)年４月１日以降 に取得された資産は「２００％定 率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます（租税特別措置法）。
評価額の最低限度	取得価額の５％	備忘価額（１円）
改良費（資本的支出）	区分評価	原則区分、一部合算可

4 法人の事業年度との関係

固定資産税において、償却資産は、毎年１月１日現在、所有している事業用資産が課税対象となります。（この１月１日を賦課期日といいます。）

したがって、法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合、事業年度の末日以降で賦課期日までに資産の増減があったときは、それらの資産についても申告が必要となります。申告もれ及び除却もれのないよう御注意ください。

5 課税標準の特例の例示

地方税法第349条の3、本法附則第15条及び第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、税負担の軽減を図るため、課税標準額が減額される特例が認められています。主なものは、下表のとおりです。

設備の種類		取得の期間制限	特例適用 期 間	特例率	地方税法 適用条項	添付書類
流通業務 総合効率 化事業	附属の機械設備	令和6(2024)年 4月1日から 令和8(2026)年 3月31日	1～5年目	3 / 4	附則第15条 第1項第2号	・新設・増設倉庫証明書 (写)
公共の危 害防止 施設等	ごみ処理施設	令和6(2024)年 4月1日から 令和8(2026)年 3月31日	期限なし	1 / 2	附則第15条 第2項第2号	・処理施設設置（変更） 届出書及び許可書（写）
	一般廃棄物の最終処分 場			2 / 3	附則第15条 第2項第3号	
	産業廃棄物処理施設			1 / 3	附則第15条 第2項第4号	
	下水道除害施設			4 / 5	附則第15条 第2項第5号	・除害施設計画承認申請 書及び検査済証（写）
地域型 保育事業	家庭的保育事業用資産	該当するものについて 平成30(2018)年度 から適用	期限なし	1 / 3	法第349条の3 第27項	・家庭的保育事業認可証 (写)
	居宅訪問型保育事業用 資産	該当するものについて 平成30(2018)年度 から適用	期限なし	1 / 3	法第349条の3 第28項	・居宅訪問型保育事業 認可証(写)
	事業所内保育事業用 資産 (利用定員5人以下)	該当するものについて 平成30(2018)年度 から適用	期限なし	1 / 3	法第349条の3 第29項	・事業所内保育事業認可 証(写)

設備の種類		取得の期間制限	特例適用 期 間	特例率	地方税法 適用条項	添付書類
雨水貯留浸透施設		令和3(2021)年 11月1日から 令和9(2027)年 3月31日	1～3年目	1 / 3	附則第15条 第41項	・認定事業者であることを証する書類（写） ・設備の取得した日が確認できる資料
再生可能 エネル ギー 発電設備	太陽光発電設備(1000kw 未満)	令和6(2024)年 4月1日から 令和8(2026)年 3月31日	1～3年目	2 / 3	附則第15条 第25項第1号 及び3号	・再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金交付決定通知書（写）
	太陽光発電設備(1000kw 以上)			3 / 4		
中小企業 等経営強 化法に基 づく 先端設備	機械装置 工具 器具備品 建物附属設備 ※賃上げ目標無し	令和5(2023)年 4月1日 から 令和7(2025)年 3月31日	1～3年目	1 / 2	附則第15条 第44項	・計画申請書（写） ・計画認定書（写） ・投資計画に関する確認書（写） ※リースの場合 ・リース契約書（写） ・軽減計算書（写）
	機械装置 工具 器具備品 建物附属設備 ※賃上げ目標有り	令和5(2023)年 4月1日 から 令和7(2025)年 3月31日	1～5年目 ※令和 6(2024) 年度中に 取得した 場合は、 1～4年目	1 / 3		・計画申請書（写） ・計画認定書（写） ・投資計画に関する確認書（写） ・賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） ※リースの場合 ・リース契約書（写） ・軽減計算書（写）

（１）中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の特例軽減について

平成30(2018)年6月6日に生産性向上特別措置法が施行されたことにより、先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けた事業者は、固定資産税の特例軽減等の支援措置を受けることができます。

※令和3(2021)年6月の産業競争力強化法の一部を改正する法律の成立・施行に伴い、生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度は中小企業等経営強化法に移管されました。

中小事業者が、適用期間内に市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合が、3年間、2分の1になります。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6(2024)年3月31日までに取得した場合は5年間、令和7(2025)年3月31日までに取得した場合は4年間にわたって3分の1になります。

《要件》

中小企業等経営強化法に規定する本市の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等（下表を参照）について適用されます。

○固定資産税の特例要件

対象者	・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人（大企業の子会社を除く） ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
対象設備	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、 認定経営革新支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な施設 ・機器装置 160万円以上 ・工具 30万円以上 ・器具備品 30万円以上 ・建物附属施設 60万円以上（家屋と一体で課税されるものは対象外） ※償却資産として課税されるものに限る。
適用期間	令和5(2023)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの期間(2年間)

※先端設備等導入計画申請の承認要件とは異なります。

先端設備等導入計画の申請手続き及び認定については、担当課へお問い合わせください。

・みよし市役所 市民経済部 産業振興課

電話 0561-32-8015（直通）

※申請の様式は、市ホームページに記載しています。

「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入基本計画について」

<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/sangyo/seisanseikojo.html>

6 家屋と償却資産の区分について

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○			◎
		中央式給湯設備				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
空調設備	衛生設備	屋内の配管等	○			◎
	消火設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
外構工事		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

※ テナントの場合は、内装等を償却資産として申告する必要があります。

⇒テナントを借りている方に課税されますので「固定資産分離課税申出書」の提出をお願いします。(詳しくは、税務課へお問い合わせください。)

注1 ガソリンスタンド等のキャノピーは、建物と分離しているものが償却資産となります。建物と一体のもの(建物にキャノピーの一部が連結、接続しているもの)は、家屋となります。

2 農業用等の温室は、屋根及び周囲がビニール張り(耐用年数が1～3年程度)のものが償却資産となります。ガラス及び合成樹脂板等は、家屋となります。

3 アパート、マンション等のルームエアコンは、償却資産となります。パッケージ型エアコン等で建物と一体のものは、家屋となります。